

富士山静岡空港特定運営事業等募集要項の概要

平成29年5月19日
静岡県

1 事業の概要

(1) 対象施設

- ・空港基本施設等、航空機給油施設、旅客ビル施設、駐車場施設等、空港展望施設等 等
- ※対象とする事業場所は空港設置管理条例に基づき公示された空港区域

(2) 事業期間

- ・当初20年間（オプション延長20年以内＋不可抗力等による延長を含め**最長45年間**）

(3) 事業方式

- ・公募により選定された**民間事業者（優先交渉権者）**が**富士山静岡空港株式会社の株式**を取得
- ・富士山静岡空港株式会社の**現株主が発行済株式総数の20%を継続保有**し株主として応援
- ・富士山静岡空港株式会社に運営権を設定し、運営権者となった同社と実施契約を締結

(4) 事業範囲

ア 特定運営事業

- ◎空港運営等事業：空港基本施設等運営等業務、旅客ビル施設運営等業務 等
- ◎環境対策事業：航空機騒音測定業務、航空機騒音測定施設維持管理業務 等
- ◎附帯事業：ハイジャック等防止対策、空港の就航促進・利用促進 等

イ その他義務事業

- ・空港アクセス道路景観形成地維持管理業務

ウ 任意事業

(5) 国、県及び関係団体が実施する事業・業務

- ・飛行場対空援助、気象観測、税関、出入国管理及び検疫に関する業務は国が実施
- ・県は、競争的対話を踏まえて、より効果的な支援策を検討するとともに、**応募者の提案内容に応じて、運営権者と県との役割分担、県の支援策及び関係団体の事業・業務内容を整理**
- ・「航空機騒音対策事業に係る協定書」に基づく環境対策事業や空港周囲部の管理は県が実施

(6) 施設の利用に係る料金の收受と費用負担

- ・運営権者は、富士山静岡空港特定運営事業等（本事業）に係る着陸料その他の利用料金を設定・收受し、自らの収入とすることができる
- ・運営権者は、本事業の実施に要する費用を負担

(7) 要求水準

- ・県は、運営権者によって適切な運営等が実施されること等を目的として要求水準を定める

(8) 更新投資等

- ・空港基本施設等の更新投資（更新及び修繕）費用は、**優先交渉権者の提案額の範囲内（滑走路等は運営権者負担を除いた額、その他は総額の90%）で、県が運営権者との協定に基づき支出**
- ・旅客ビル施設等の更新投資は、運営権者が自らの判断と費用負担で実施

(9) 運営権等の対価

- ・応募者は、**滑走路等の更新投資費用（更新及び修繕）を運営権者の全額負担とする場合に運営権対価を提案可能**（運営権対価を提案する場合は0円以上）

(10) 計画及び報告

- ・運営権者は、事業期間にわたる全体計画及び単年度計画を県に提出し、県の承認を得る
- ・運営権者は、単年度計画の実施状況を県に報告

(11) リスク分担の基本的な考え方

- ・航空需要変動を含む事業リスクは運営権者が負担
- ・不可抗力による損害は県と運営権者で分担（運営権者は保険の範囲内で負担）

(12) 運営権者の責任の履行確保に関する事項

- ・運営権者による自己点検のほか、**県によるモニタリング（第三者評価を含む。）を実施**

2 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

- ・ 応募者は、単体企業又は複数の企業によって構成されるコンソーシアム
- ・ 富士山静岡空港株式会社は、単体企業又はコンソーシアム構成員となることはできない
- ・ 単体企業又はコンソーシアム構成員は、同時に他の単体企業又はコンソーシアム構成員となることはできない
- ・ 第一次審査資料提出以降第二次審査書類提出までの間、一定の条件で構成員を追加可能等

(2) 単体企業及びコンソーシアム構成員に共通の参加資格要件

- ・ P F I 法第9条に規定する欠格事由に該当しない者等であること
- ・ 富士山静岡空港株式会社の株主(親会社、子会社及び関連会社を含む。)でないこと又は県との間で富士山静岡空港株式会社の全株式の株式譲渡予約契約を締結済であること等

(3) 単体企業又は代表企業に求められる要件等

- ・ 単体企業、コンソーシアムの代表企業には、商業施設建設運営等の一定の実績を有すること
- ・ 運営権者が航空会社の親会社・子会社・関連会社となってはならない等

(4) 応募者に求められる事項

- ・ 優先交渉権者の選定に関し、富士山静岡空港株式会社の役職員又は静岡空港管理事務所の職員に県の許可なく接触すること、審査委員会の委員に接触すること等の公平性、透明性又は競争性を阻害する行為を行ってはならない

3 公募に関する手続

(1) スケジュール

○平成29年5月29日	募集要項等に関する説明会
○平成29年5月30日～6月23日	募集要項等に関する質問受付
○平成29年7月12日	募集要項等に関する質問回答
○平成29年7月26日	第一次審査資料の提出期限
○平成29年8月頃	第一次審査結果の通知
○平成29年8月～12月頃	競争的対話等の実施期間
○平成30年1月頃	第二次審査資料の提出期限
○平成30年3月頃	優先交渉権者の選定、基本協定の締結
○平成30年8月頃	優先交渉権者への株式譲渡
○平成30年10月頃	運営権の設定
○平成30年11月頃	実施契約の締結
○平成31年3月頃	関連備品使用貸借契約等の締結
○平成31年4月1日	事業開始

(2) 審査委員会による審査

- ・ 優先交渉権者の選定に当たり、客観的な評価を行うため、平成29年4月27日に、有識者、県内経済界及び県の代表者等により構成する審査委員会を設置

(3) 第一次審査

- ・ 第一次審査書類に基づき、参加資格要件の充足について確認するとともに、参加に当たっての考え方等及び事業実施体制について確認し、第二次審査参加者を特定

(4) 第二次審査

- ・ 審査委員会において、第二次審査書類の書類審査に加え、プレゼンテーションによる提案内容の確認を踏まえて審査を実施
- ・ 審査委員会による第二次審査の結果を踏まえ、県が優先交渉権者及び次点交渉権者を選定

(5) 公募手続に伴う資料の開示

- ・ 第一次審査資料提出までの間に、基本協定書(案)、実施契約書(案)、優先交渉権者選定基準等のほか、守秘義務の遵守に関する誓約書等の提出を条件とする開示資料を応募者に貸与
- ・ 第二次審査参加者を対象に、重要保秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料を貸与